

令和5年台風第6号について (第2報)

1 厚生労働省における対応

(1) 7/31 15:45 厚生労働省災害情報連絡室設置

2 医療関係

(1) 医療関係全般 (8月3日7時00分時点)

・各都道府県に対し、大雨の影響による医療施設等の被害情報について EMIS 等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとることや非常用自家発電設備の燃料を確保しておくことなどの注意喚起を依頼 (7/31)。

7月30日 沖縄県 EMIS 警戒モードに切り替え。

7月31日 鹿児島県 EMIS 警戒モードに切り替え。

(2) 医療施設の被害状況 (8月3日7時00分時点)

沖縄県内の3医療機関 (医科・病院及び有床診療所) で以下のとおり報告あり。(8/3)

・16医療機関で停電

⇒ うち3医療機関は解消済み、うち13医療機関は自家発電で対応中

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
沖縄県	16	13	0	0	16	13	0	0
おきなわし 沖縄市	3	2	0	0	3	2	0	0
うるま市	3	1	0	0	3	1	0	0
きたなかぐすくそん 北中城村	2	2	0	0	2	2	0	0
にしはらちょう 西原町	1	1	0	0	1	1	0	0
はえばるちょう 南風原町	1	1	0	0	1	1	0	0
いとまんし 糸満市	2	2	0	0	2	2	0	0

	なんじょうし 南城市	1	1	0	0	1	1	0	0
	よなばるちょう 与那原町	1	1	0	0	1	1	0	0
	なはし 那覇市	1	1	0	0	1	1	0	0
	とみぐすくし 豊見城市	1	1	0	0	1	1	0	0
	合計	16	13	0	0	16	13	0	0

- (3) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係
現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

① 断水の状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

② その他

水道事業者等に対して、水道施設が被災した場合の対応などについて注意喚起を行うとともに、都道府県等に対して、断水等被害情報の積極的な収集及び円滑な連絡・対応を要請。

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 障害者関係施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) その他

各都道府県・指定都市・中核市に対し、台風の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況の把握と情報提供を依頼。併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼。(8/1)

5 保健・衛生関係

(1) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うと

もに、被害発生時における報告を要請（7/31）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（8/1）。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 人工透析

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。（7/31）

沖縄県うるま市の1医療機関で停電が発生したため、8/2に透析が必要な患者については、近隣の医療機関において支援透析を実施。（8/2）

引き続き情報収集に努める。

(3) 被災者の健康管理

・各都道府県・保健所設置市・特別区、DHEAT事務局に対し、連絡体制の確保を要請（8/1）。

・各都道府県・保健所設置市・特別区に対し、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の健康管理を行うに当たり、十分な対策を行うよう要請（8/1）。

・鹿児島県の保健所1施設で固定電話不通。

⇒ 被災者への保健活動に影響なし（8/2）

6 地方支分部局関係

(1) 都道府県労働局関係（管内の状況） 【8月2日（水）16:00時点】

8/2（水）沖縄労働局及び管内の全ての労働基準監督署及び公共職業安定所（出先機関含む）について、終日臨時閉庁とした。現時点で、職員及び庁舎・宿舎への被害報告は無し。

7 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 輸血用血液製剤

・日本赤十字社への聞き取りの結果、7月31日から8月2日までの間、沖縄県発着の航空便の欠航が決定しており、8月3日午前0時から沖縄県内では血小板製剤（使用期限4日）の在庫が消尽すること。

血液製剤の緊急輸送について、8月1日、沖縄県血液センターから自衛隊に要請した。

・緊急で使用する見込みが限りなく低いことから、影響は無いものと考えられ

るが、引き続き情報収集に努める。

(2) 薬局、薬剤師

・各都道府県等に対し、注意喚起するとともに、薬局等の被害状況、支援ニーズを把握した場合には報告するよう依頼（7/31）。

・現時点で被害報告等なし。引き続き情報収集に努める。

以上